

国立研究開発法人海洋研究開発機構 理事 募集要項

「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成21年9月29日閣議決定）の趣旨を踏まえ、国立研究開発法人海洋研究開発機構理事を任命するに当たっての手続きの公正及び透明性を確保するため、公募を実施します。

1. 募集ポスト及び人数

理事（常勤）1名

2. 職務内容

職務内容書（理事）をご覧ください。

3. 必要な資格・経験等

- (1) 原則として任期満了時点で65歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- (2) 担当業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- (3) 中立性・公平性を担保して業務を遂行でき、また、理事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- (4) 海洋科学技術について理解を有し、その実施の中核機関たる当法人の理事としての職責を果たす熱意と責任感を有すること。また、柔軟な発想や企画力に富み、優れたリーダーシップ、実行力を有すること。
- (5) 大型研究開発プロジェクト実施にかかる管理並びに情報管理及び情報セキュリティに係る方針策定や運用の管理の経験を有すること（いずれも実務指揮経験があればなお可）。
- (6) 科学技術政策及びイノベーションにかかる業務経験を有すること。
- (7) 1,000人規模の民間企業、独立行政法人、大学、国又は地方公共団体の経営管理経験を有し、機構の経営管理を行なう十分な能力を有していると認められること。
- (8) 民間企業や国、外国政府の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

4. 欠格事項

・独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抜粋）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員とな

ることができない。

第50条の3 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第50条の11 第五十条の二から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。（以下略）

第53条第5項 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

- ・ 国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成15年法律第95号）（抜粋）
第13条 通則法第22条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
 - 一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは船舶の運航を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
 - 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

5. 任命時期及び任期

任命時期は令和4年4月1日（予定）とし、任期は令和6年3月31日までの2年間。

6. 勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：本部（神奈川県横須賀市）
- ・ 給与：年収約1,300万円～1,500万円（税込）
（特別地域手当、期末特別手当含む）及び通勤手当
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金、企業年金基金、健康診断（1回）等
- ・ 危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり

7. 応募書類

（1）履歴書（任意様式）

（2）自己アピール文書（以下についてA4 2枚以内で自由にお書きください。）

自身の知識・経験・能力・実績等を踏まえ、今回の公募に応募した動機・理

由

- ・今回応募する職務に関連した提言・抱負
- ・自分自身について、職務に関し優れていると考えられる点 など

8. 書類提出締切日 令和4年1月5日（水）17：00必着

9. 書類提出先

以下のいずれかの方法で提出すること。

(1) 郵送

〒236-0001 神奈川県横浜市金沢区昭和町3173-25

国立研究開発法人海洋研究開発機構 人事部人事任用課 役員公募担当 行

(2) e-mail送信

koubo-jinji@jamstec.go.jp

件名を「JAMSTEC理事（経営管理担当）応募」とすること。

応募書類はMicrosoft office 又はPDFフォーマットとすること。

10. 選考方法

外部有識者による選考委員会により、以下のとおり選考する。

- (1) 一次選考：書類審査（履歴書、自己アピール文書）
- (2) 二次選考：面接審査
- (3) 外部有識者による選考委員会の審議を経て理事長が任命

11. 選考試験日（二次選考） 令和4年1月下旬（予定）

12. 選考試験会場

東京都内又はオンラインを予定。決まり次第別途ご連絡します。

13. 選考試験結果の通知

選考試験終了後、速やかに文書により通知します。

14. 旅費の支給

面接審査に必要な交通費等は各自の負担となります。

15. 関連資料

国立研究開発法人海洋研究開発機構の中長期目標、中長期計画等の関連資料は国立研究開発法人海洋研究開発機構ホームページ内に掲載しております。

<http://www.jamstec.go.jp/j/about/index.html#org>

16. 問い合わせ先

国立研究開発法人海洋研究開発機構 人事部人事任用課

TEL:045-778-5712 FAX:045-778-5744

e-mail: koubo-jinji@jamstec.go.jp

17. 応募書類・個人情報の取扱い

提出いただいた個人情報は採用選考のために利用し、採用された方の情報を除き、その他の方の個人情報は提出いただいてから1年を経過した時点で破棄しますので、返却いたしません。

職務内容書（理事）

国立研究開発法人海洋研究開発機構 理事（経営管理担当）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当機構は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする法人である。

公募対象理事として、理事長を補佐し、経営企画、海洋科学技術戦略、総務、人事、経理、情報セキュリティ・システム、安全衛生監理等に関する事項について業務を掌理し、中長期目標を達成するための計画を確実に実施できる経営能力、実行力及びリーダーシップを有する者を求めている。

1. 機関名：国立研究開発法人海洋研究開発機構

（法人の業務概要）

当法人は、平成16年4月に設立された国立研究開発法人であり、文部科学省の政策等に基づき、海洋に関する基盤的研究開発等を実施している。なお、当法人の常勤役職員数は、約1,000人である。

主な業務内容は以下のとおり。

（1）海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進

- ① 地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発
- ② 海洋資源の持続的有効利用に資する研究開発
- ③ 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発
- ④ 数理科学的手法による海洋地球情報の高度化及び最適化に係る研究開発
- ⑤ 挑戦的・独創的な研究開発と先端的基盤技術の開発

（2）海洋科学技術における中核的機関の形成

- ① 関係機関との連携強化による研究開発成果の社会還元等の推進等
（国内の産学官連携・研究開発成果の活用促進、国際協力の推進、外部資金による研究開発の推進、若手人材の育成、広報・アウトリーチ活動）
- ② 大型研究開発基盤の供用及びデータ等提供の促進
（海洋調査プラットフォーム・計算機システム等の研究開発基盤の供用、学術研究に関する船舶の運航等の協力、データ及びサンプルの提供・利用促進）

2. ポスト：理事（経営管理担当） 1ポスト 1名

（任期2年：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

3. 職務内容：

- ・ 法人の重要な経営方針の立案に参画するとともに、以下の業務を分掌、統括し、その分掌に係る組織の職員（約200名）を指揮監督する。ただし、着

任後に担当業務を変更する場合がある。

- ・ 令和元年度から令和7年度までの中長期目標、中長期計画及び各年度計画に基づき、その達成に向けて的確に業務を遂行する。

(1) 経営企画

機構の経営に係る中長期的方針、実現のための戦略の企画立案、判断に資する情報の収集、中長期計画の企画立案等に関する業務

(2) 海洋科学技術戦略

機構の成果の社会展開、成果創出に関する機構内の連携及び協力の促進、国内外の機関との連携及び協力、保有する知的資産の管理、活用及び実用化促進、広報及び報道、画像・映像等のコンテンツの提供等に関する業務

(3) 総務

構内環境の管理、組織、文書管理、法務等に関する業務

(4) 人事

人事、人材育成、給与、労務、福利厚生、労働衛生管理及び役職員の健康増進等に関する業務

(5) 経理

予算の執行管理、会計、決算、資産管理及び契約に関する業務

(6) 情報セキュリティ・システム

情報セキュリティに係る維持及び管理、インシデントへの対応、情報システムの運用基準等の策定及び運用、基幹システムの維持・管理・利用支援、業務の情報化推進等に関する業務

(7) 安全衛生監理

安全、衛生、防災及び放射線の管理の監督、安全衛生に係る組織・体制の管理・監督、業務上の事故・不具合等の予防及び対策等に関する業務

(8) 監査・コンプライアンス

- ① 内部監査、公益通報及び法令・諸規程等の遵守に係る体制の構築・総括並びに不正行為への対応等に関する業務
- ② 監事監査の支援に関する業務

4. 必要な資格・経験等

- (1) 原則として任期満了時点で65歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- (2) 担当業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- (3) 中立性・公平性を担保して業務を遂行でき、また、理事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- (4) 海洋科学技術について理解を有し、その実施の中核機関たる当法人の理事としての職責を果たす熱意と責任感を有すること。また、柔軟な発想や企画力に富み、優れたリーダーシップ、実行力を有すること。
- (5) 大型研究開発プロジェクト実施にかかる管理並びに情報管理及び情報セキュリティに係る方針策定や運用の管理の経験を有すること(いずれも実務指揮経験があればなお可)。
- (6) 科学技術政策及びイノベーションにかかる業務経験を有すること。
- (7) 1,000人規模の民間企業、独立行政法人、大学、国又は地方公共団体

の経営管理経験を有し、機構の経営管理を行なう十分な能力を有していると認められること。

- (8) 民間企業や国、外国政府の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件等

(1) 勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：横須賀本部（神奈川県横須賀市夏島町2-15）
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与：年収約1,300万円～1,500万円（税込）（特別地域手当、期末特別手当含む）及び通勤手当
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金、企業年金基金、健康診断（1回）等
- ・ 危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり

(2) 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書、自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て理事長が任命

6. 応募方法

(1) 応募書類等

- ① 履歴書（任意様式）
- ② 自己アピール文書
（以下についてA4 2枚以内で自由にお書きください。）
自身の知識・経験・能力・実績等を踏まえ、今回の公募に応募した動機・理由
・ 今回応募する職務に関連した提言・抱負
・ 自分自身について、職務に関し優れていると考えられる点 など

(2) 応募先

- ① 郵送
〒236-0001 神奈川県横浜市金沢区昭和町3-173-25
国立研究開発法人海洋研究開発機構人事部人事任用課 役員公募担当 行
- ② E-mail 送信
koubo-jinji@jamstec.go.jp
件名を「JAMSTEC 理事（経営管理担当）応募」とすること。
応募書類はMicrosoft office 又はPDF フォーマットとすること。
- ③ 応募期限
令和4年1月5日（水）17:00必着

7. 欠格事項

独立行政法人通則法又は国立研究開発法人海洋研究開発機構法の役員欠格事項に該当する場合は、理事となることはできません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員とな

り、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○ 独立行政法人通則法

(役員の欠格条項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の兼職禁止)

第五十條の三 中期目標管理法の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(国立研究開発法人への準用)

第五十條の十一 第五十條の二から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。(以下略)

(役員の服務)

第五十三條

5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

○国立研究開発法人海洋研究開発機構法

第十三條 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- (1) 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは船舶の運航を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- (2) 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

8. 問合せ先

国立研究開発法人海洋研究開発機構人事部人事任用課 役員公募担当

Tel: 045-778-5712

E-mail: koubo-jinji@jamstec.go.jp (Email 推奨)

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html